

熱中症予防対策の義務化（労働安全衛生規則の改正）

（１）改正労働安全衛生規則公布日 令和 7 年 4 月 15 日

（２）施行日 令和 7 年 6 月 1 日

熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、WBGT（湿球黒球温度）28 度又は気温 31 度以上の作業場において行われる作業で、継続して 1 時間以上又は 1 日当たり 4 時間を超えて行われることが見込まれる「熱中症のおそれがある作業」を行う事業者には、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処するよう、労働安全衛生規則が改正され、次の規定が新設されました。

（熱中症を生ずるおそれのある作業）

第 6 1 2 条の 2 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。

2 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない

この対応を怠ると労働安全衛生法 22 条違反として罰則「6 カ月以下の懲役または 50 万円以下の罰金」が適用されます。



旧来からの労働安全衛生規則第 617 条発汗作業の塩と飲料水の備付義務（発汗作業に関する措置）「第 617 条 事業者は、多量の発汗を伴う作業場においては、労働者に与えるために、塩及び飲料水を備えなければならない。」も変わりなく、遵守する義務があります。

（熱中症の死亡災害での送検事例が最も多い条項です。）

令和 7 年 5 月 20 日付け基発 0520 第 6 号厚生労働省労働基準局長通達

「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について」（抄）

ア. 「熱中症」とは、高温多湿な環境下において、体内の水分や塩分（ナトリウム等）バランスが崩れる、体温の調整機能が破綻する等して、発症する障害の総称であること。

イ. 「暑熱な場所」とは、湿球黒球温度（WBGT）が 28 度以上又は気温が 31 度以上の場所をいい、必ずしも事業場内外の特定の作業場のみを指すものではなく、出張先で作業を行う場合、労働者が移動して複数の場所で作業を行う場合や、作業場所から作業場所への移動時等も含む趣旨であること。

また、「暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業」とは、上記の場所において、継続して 1 時間以上又は 1 日当たり 4 時間を超えて行われることが見込まれる作業をいうこと。

なお、非常定常作業、臨時の作業等であっても上記の条件を満たすことが見込まれる場合は対象となること。

ウ. 暑熱な場所に該当するか否かは、原則として作業が行われる場所で湿球黒球温度又は気温を実測することにより判断する必要があるが、例えば、通風のよい屋外作業について、天気予報（スマートフォン等のアプリケーションによるものを含む。）、環境省の運営する熱中症予防情報サイト等の活用によって判断可能な場合には、これらを用いても差し支えないこと。



金沢労働基準協会 令和ゼロ災プロジェクト

石川県産業安全衛生大会 展示コーナー

石川県産業安全衛生大会の展示コーナーの熱中症予防対策関連の展示物をご紹介します。
2025 クールワークキャンペーン向けに考えさせられる展示です。

工場の折板屋根の暑さ対策(=熱中症対策)

令和6年10月22日(火)の石川県産業安全衛生大会で㈱レンタコム・エイシー(河北郡津幡町富田180-1)が工場などの折板屋根の暑さ対策の「サーモバリア・スカイ工法」を展示していました。安全週間パトロールで同社を訪問した時もサーモバリアを熱する実験を見せてくれました。昭和時代は工場の暑さは我慢でしたが、平成時代は工場でもスポットクーラーが普及し、工場自体を冷房する企業も増えました。しかし、スポットで当てた冷気が生き渡らないのは残念で、工場全体の断熱は難しく、せめて折板の屋根だけでもなんとかかんたんなかと思っていました。



輻射熱を97%カットする遮熱材サーモバリアのシートを両面接着テープで折板屋根を覆うことで、工場内の温度を下げ、熱中症対策、快適職場に近づきますかネ。

「サーモバリア・スカイ工法」のお問い合わせは、
㈱レンタコム・エイシー
電話 076-288-1010

Interview

スカイ工法を導入されたお客様の お喜びの声

夏場は37℃以上の工場内が
30～32℃になりました

施工した翌年の夏(2019年)は、39℃以上の猛暑が何日も続く記録に残る暑い夏でしたが、工場内の温度は30℃～32℃に保たれ非常に快適でした。新工場設立時の2018年の夏より、室温がマイナス5℃～マイナス7℃です。これには本当に驚きました。

サーモバリアにより、屋根からの熱を抑えることができた実感があります。また、サーモバリアを施工したことで、エアコンや換気扇による冷気を損なわず、適切に室内に留めることができていますので、電気代の節約にもつながっているように感じます。

正直ここまで涼しくなるとは思ってもみなかったです！



有限会社大丸鉄工所
代表取締役社長
大丸 芳正 様

WBGT(湿球黒球温度)測定計器

令和7年10月16日(木)の石川県産業安全衛生大会でミドリ安全石川(金沢市古府1丁目118番地)が黒球式熱中症指数計「熱中症指標計 WBGT-302 | 【ミドリ安全】公式通販」を展示します。

令和7年6月からの熱中症予防措置義務を規定した改正労働安全衛生規則の施行通達でも「暑熱な場所に該当するか否かは、原則として作業が行われる場所で湿球黒球温度又は気温を実測することにより判断する必要がある」として、屋内作業場ではWBGT(湿球黒球温度)測定計器の設置と測定が求められています。

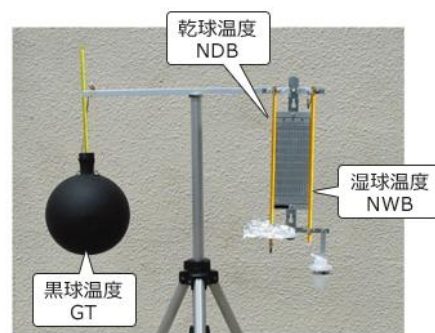


暑さ指数(WBGT)は、Wet Bulb Globe Temperature(湿球黒球温度)の略称で、次の測定装置の3種類の測定値(黒球温度、湿球温度及び乾球温度)をもとに算出されます。

●黒球温度(GT:Globe Temperature)は、黒色に塗装された薄い銅板の球(中は空洞、直径約15cm)の中心に温度計を入れて観測します。黒球の表面はほとんど反射しない塗料が塗られています。この黒球温度は、直射日光にさらされた状態での球の中の平衡温度を観測しており、弱風時に日なたにおける体感温度と良い相関があります。

●湿球温度(NWB:Natural Wet Bulb temperature)は、水で湿らせたガーゼを温度計の球部に巻いて観測します。温度計の表面にある水分が蒸発した時の冷却熱と平衡した時の温度で、空気が乾いたときほど、気温(乾球温度)との差が大きくなり、皮膚の汗が蒸発する時に感じる涼しさ度合いを表すものです。

●乾球温度(NDB:Natural Dry Bulb temperature)は、通常の温度計を用いて、そのまま気温を観測します。



暑さ指数(WBGT)測定装置